

公 示 日：2026年3月25日（水）

調達管理番号：25a01004

国 名：モザンビーク

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名：モザンビーク国市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト
（MOZ-SHEP）（園芸栽培2）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：園芸栽培2
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）全体期間：2026年5月中旬から2027年4月下旬
- （5）業務人月：5.5
- （6）業務日数：

- ・ 第1次 準備業務 5日、現地業務 60日、整理業務 15日
- ・ 第2次 準備業務 15日、現地業務 45日、整理業務 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しています。現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

モザンビーク共和国（以下、「同国」という。）の農業部門は国内総生産（GDP）の約28%（2021年）を占め、綿花、サトウキビ、タバコなどの輸出作物とトウモロコシ、キャッサバ、豆などの自給作物を含む幅広い作物に適した多様な気候条件を持つ。全人口の約7割を占める農業従事者の約98%が天水農地面積10ha未満あるいは灌漑農地面積5ha未満の小規模農家であり、中小規模農家の平均耕作面積は約1.2haである。同国南部のマプト首都圏の平均耕地面積は全国平均よりさらに小さく、同地域の園芸作物に適した環境を利用することで、都市近郊の特性を生かした小規模農家支援の可能性があると見える。

近年、同国政府は、食糧安全保障と経済発展を促進する手段として、作物の多様化や現金収入の確保に重要な役割を果たすとされる園芸振興を進めており、「農業セクター開発戦略計画 2030 (PEDSA II)」(2022 年)では、同国が高い農業ポテンシャルを持ちながらも低い生産性に留まっている現状を踏まえ、農業生産性や競争力向上、農産物市場の活性化等を目標に掲げ、目標達成のための優先計画の一つとして、小規模農家を持続可能で競争力を有するバリューチェーンに結びつけていくとしている。

しかし、こうした政府計画にもかかわらず、同国で農業普及員による指導を受けている中小規模農家の割合は 7%程度に過ぎず、農家は農薬・肥料等の適正使用方法等、農業技術に関する知識や情報不足に起因する低収量、低品質等の課題を抱えている。販売面でも市場価格に関する情報を得ている農家は 4 割程度とみられ、多くの農家は適正価格での販売ができていない。

また、技術力や栽培施設の不足により周年栽培を実現できる農家が非常に限られているため、マプト首都圏では地場野菜が品薄になり、南アフリカ産を始めとした輸入品の割合が増加する時期が毎年発生している。

上記背景から、同国政府は、ケニアにおける JICA 技術協力プロジェクトで開発され、現在世界約 60 か国で実践されている「市場志向型農業普及アプローチ (Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion) : SHEP アプローチ」を同国南部のマプト首都圏にて実施することで農家による市場を意識した生産を促進し、対象小規模農家の所得向上、並びに都市部の農産物、特に野菜の需要に対応できるようになることを目指すため、我が国に対し「モザンビーク国市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)の実施に係る協力を要請した。これを受け JICA は 2024 年 6 月 1 日から本プロジェクトを開始、1 代目園芸栽培担当の長期専門家(2024 年 6 月~2025 年 4 月)、2025 年に 2 回の現地渡航(2025 年 8 月下旬~9 月下旬、2026 年 1 月下旬~2 月下旬)により業務を実施した短期専門家(園芸栽培 1)により、普及員等を対象にした園芸栽培技術研修がこれまで実施された。

本業務従事者(園芸栽培 2)は、本プロジェクトの短期専門家(園芸栽培 1)が 2025 年度計 2 回の渡航で実施した第 1、2 バッチ技術研修の結果を確認し適宜カリキュラムや研修教材を改訂し、第 3 バッチの技術研修を実施するとともに、本業務従事者(園芸栽培 2)不在期間に現地で求められる活動内容を整理し、プロジェクトカウンターパート(以下、「C/P」)主体で実施できるよう調整、遠隔支援することが求められる。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

1. 対象地域の各種条件を考慮した園芸作物栽培や農業経営管理等に関する研修カリキュラム・マニュアル・教材等の普及コンテンツが作成される。
2. 成果1に基づき、農業普及員の小規模園芸農家への栽培技術分野に関する指導能力が強化され、普及活動が改善される。
3. 対象農家の園芸作物栽培及び農業経営管理能力が向上する。

4. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、本プロジェクトの他の専門家と協議・調整しつつ、担当分野に係る活動を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2026年5月中旬～2026年5月下旬）

- ① これまでプロジェクトで作成された研修カリキュラム・マニュアル・教材等の普及コンテンツを確認し、改訂や新規作成が必要な研修教材等を整理する。あわせて、プロジェクト対象地域における園芸作物栽培に係る現状及び課題について、プロジェクトで作成された既存資料を参考に現地確認事項を整理する。
- ② 本プロジェクトの専門家及び JICA と協議を行い、適宜ワークプラン（和文、英文）を修正しつつ、現地活動に関する詳細を調整する。修正後のワークプランは JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所、プロジェクト専門家へ共有する。

(2) 第1次現地業務（2026年6月上旬～2026年7月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関にワークプランの説明を行う。C/P 機関向けには、英文をポルトガル語に機械翻訳した仮訳版を事前にプロジェクト専門家に送付し、プロジェクト専門家の確認を得たものを用いること。
- ② プロジェクト対象地域における園芸作物栽培に係る現状及び課題について、準備業務で十分に確認できなかった事項を現地で確認する。
- ③ 第1、2 バッチ対象農家の園芸生産や営農活動及び普及員による農家研修をモニタリングし、②を踏まえて必要に応じて適切な技術指導を行う。当該専門家によるモニタリングの際には、C/P も同行する形とし、モニタリングの具体的方法（質問内容や確認するポイント）についてモニタリングを通じて C/P が理解し、次回以降は C/P 自身で適切なモニタリングができるよう留意すること。

また、モニタリングに同行する C/P はプロジェクト専門家ともよく相談の上、今後の持続性を考慮し州政府や農業省も関与できるよう工夫すること。

- ④ ②及び③の状況を踏まえ、現地で対象小規模農家が適用できる技術レベルや利用可能な資材を見極め、技術研修 (Technical ToT) のカリキュラム並びに教材 (紙芝居、配布資料等)、実習の実施方法について、C/P 機関による次バッチに向けた改良を支援する。また、必要に応じて C/P 機関による新規教材の作成を支援する。なお、教材作成の際は、渡航期間が限られていることを鑑み、新規作成だけでなく、CP 機関の保有する既存の教材や資料をうまく活用することも検討すること。
- ⑤ 第一次渡航と第二次渡航の間の期間に C/P により現地で進める必要のある活動を整理し、C/P と進め方及び内容を合意する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、第 1 次現地業務結果報告書 (英文) を C/P 機関に提出し、報告する。C/P 機関向けには、英文をポルトガル語に機械翻訳した仮訳版を事前にプロジェクト専門家に送付し、プロジェクト専門家の確認を得たものを添えて提出すること。

(3) 第 1 次整理業務 (2026 年 8 月上旬～2026 年 10 月下旬)

- ① 経済開発部及び JICA モザンビーク事務所に第 1 次現地業務結果報告書 (和文・英文) を提出し、現地業務結果を報告の上、第 2 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。
- ② (2)⑤で C/P と合意した内容が C/P 主体で実施されるよう遠隔で支援する。あわせて、準備業務や第一次現地渡航を通じて作成できなかった改訂や新規作成が必要な研修教材等につき、園芸タスクフォース等の C/P により作成作業が進められるよう遠隔で支援する。

(4) 第 2 次準備業務 (2026 年 11 月上旬～2027 年 2 月上旬)

第 2 次現地業務にかかるワークプラン (和文・英文) を作成し、JICA 経済開発部に提出する。併せて、JICA モザンビーク事務所、プロジェクト専門家にもデータを送付する。

(5) 第 2 次現地業務 (2027 年 2 月中旬～2027 年 3 月下旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関に第 2 次現地業務にかかるワークプランの説明を行う。C/P 機関向けには、英文をポルトガル語

に機械翻訳した仮訳版を事前にプロジェクト専門家に送付し、プロジェクト専門家の確認を得たものを用いること。

- ② (2) ③、④の活動を継続する。
- ③ ②に基づき、第3バッチの農業普及員に対する技術研修（施肥、育苗、病害虫管理、各園芸作物の特性等を含む）の準備を行う。
- ④ 第3バッチの技術研修をC/P機関と共同で実施する。実施の際には、持続性を考慮し州政府や農業省を研修参加者に加える等工夫すること。また、第2バッチの技術研修における研修フィードバックを適切に反映させた内容とすること。
- ⑤ 第二次渡航終了後にC/Pにより現地で進める必要のある活動を整理し、C/Pと進め方及び内容を合意する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、第2次現地業務結果報告書（英文）をC/P機関に提出し、報告する。C/P機関向けには、英文をポルトガル語に機械翻訳した仮訳版を事前にプロジェクト専門家に送付し、プロジェクト専門家の確認を得たものを添えて提出すること。

(6) 第2次整理業務（2027年4月上旬～2027年4月下旬）

- ① JICA 経済開発部及びモザンビーク事務所に第2次現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。
- ② 専門家業務完了報告書（和文）をJICA 経済開発部に提出し、報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	今後C/P機関により持続的にSHEPアプローチ普及が行われるようにするため、技術研修やモニタリング実施において工夫する点	(2) ③、(5) ④
2	本専門家の現地不在期間である第一次渡航から第二次渡航の間及び第二次渡航後に行われるC/P機関による活動をどのように遠隔で支援するかの具体案。	(3) ②

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	野菜栽培に関する技術指導（SHEP アプローチの経験があることが望ましい。）
対象国及び類似地域	アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	現地業務開始後1週間までに最終化	JICA 経済開発部	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		JICA モザンビーク事務所	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	ポルトガル語*	電子データ
第2次現地業務にかかわるワークプラン	現地業務開始後1週間までに最終化	ワーク・プランに同じ。	ワーク・プランに同じ。		
第1次現地業務結果報告書	渡航終了より1カ月以内に最終化 (第1回部分払い成果品)	ワーク・プランに同じ。	ワーク・プランに同じ。		
第2次現地業務結果報告書	渡航終了より1カ月以内に最終化	ワーク・プランに同じ。	ワーク・プランに同じ。		
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 経済開発部	－	日本語	電子データ
		JICA モザンビーク事務所	－	日本語	電子データ

* 英文を機械翻訳後、プロジェクト専門家による確認を得たもの

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」に記載の数値を上限とします。なお、第1次現地業務については、第1バッチ対象農家による生産活動が主に行われている6月上旬～7月下旬に合わせた渡航を予定しています。また、第2次現地業務については27年2月中旬～27年3月下旬の第3バッチ技術研修実施に合わせた渡航を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

ア 業務調整／研修管理（JICA 長期専門家）

イ ジェンダー主流化

※ イは今後短期専門家として2026年度に調達予定。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・「市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト(MOZ-SHEP)」モニタリングシート Ver.3

・「モザンビーク国市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト (MOZ-SHEP) (園芸栽培1)」業務完了報告書(案)

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト (MOZ-SHEP) 事業事前評価表

[2023_202207754_1_s.pdf](#)

・モザンビーク共和国 「市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト (MOZ-SHEP)」詳細計画策定調査報告書

[1000053666.pdf](#)

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年4月8日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年4月17日 まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：全世界市場志向型農業振興に係る広域支援促進調査（SHEP アプローチ）（調達管理番号：22a0098201）の受注者（有限会社アイエムジー）及び 同業務の業務従事者
- (2) 予防接種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|-----------------|-----|
| ①業務実施の基本方針 | 16点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 40点 |
| ②対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 16点 |

(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり (プロジェクトで手配)
- イ) 宿舍手配：あり (プロジェクトで手配)
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両をプロジェクトで提供
- エ) 通訳備上：現地語もしくはポルトガル語-英語の通訳をプロジェクトで提供
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次、第2次現地派業務開始時における C/P 機関との表敬、協議についてのみ、スケジュールアレンジをプロジェ

クトが行う。

- カ) 執務スペースの提供：あり（C/P 機関の建物内にあるプロジェクト専門家チーム・オフィス等のデスク）

12. 特記事項

(1) 部分払いの設定

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026 年度（2026 年 9 月頃）（成果品は第 1 次現地業務結果報告書）

(2) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ること

ができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 野菜栽培に関する技術指導経験を有することが求められます。また、SHEP アプローチの経験があることが望ましいです。

以上

【別紙】

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：モザンビーク共和国（モザンビーク）

案件名：市場志向型都市近郊園芸栽培推進プロジェクト（MOZ-SHEP）

Project for Promotion of Urban and Peri-Urban Market-Oriented Horticulture Production (MOZ-SHEP)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
モザンビーク共和国（以下、「同国」という。）の農業部門は国内総生産（GDP）の約28%（2021年）を占め¹、綿花、サトウキビ、タバコなどの輸出作物とトウモロコシ、キャッサバ、豆などの自給作物を含む幅広い作物に適した多様な気候条件を持つ。全人口の約7割を占める農業従事者²の約98%が天水農地面積10ha未満あるいは灌漑農地面積5ha未満の小規模農家であり³、中小規模農家の平均耕作面積は約1.2haである⁴。同国南部のマプト首都圏の平均耕地面積は全国平均よりさらに小さく⁵、同地域の園芸作物に適した環境を利用することで、都市近郊の特性を生かした小規模農家支援の可能性があると見える。

近年、同国政府は、食糧安全保障と経済発展を促進する手段として、作物の多様化や現金収入の確保に重要な役割を果たすとされる園芸振興を進めており、「農業セクター開発戦略計画2030（PEDSA II）」（2022年）では、同国が高い農業ポテンシャルを持ちながらも低い生産性に留まっている現状を踏まえ、農業生産性や競争力向上、農産物市場の活性化等を目標に掲げ、目標達成のための優先計画の一つとして、小規模農家を持続可能で競争力を有するバリューチェーンに結びつけていくとしている。

しかし、こうした政府計画にもかかわらず、同国で農業普及員による指導を受けている中小規模農家の割合は7%程度に過ぎず⁶、農家は農薬・肥料等の適正使用方

¹ 世銀データベース，2023 (<https://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.ZS?locations=MZ>)

² Mozambique Economic Update Getting Agricultural Support Right (世銀、2022)<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099524206212215648/pdf/IDU093b925ec0187c043db0b41c055df875bbba9.pdf>

³ 2020年総合農業調査https://www.agricultura.gov.mz/wp-content/uploads/2021/06/MADER_Inquerito_Agrario_2020.pdf

⁴ 同上。

⁵ 同上。

⁶ 2020年総合農業調査https://www.agricultura.gov.mz/wp-content/uploads/2021/06/MADER_Inquerito_Agrario_2020.pdf

法等、農業技術に関する知識や情報不足に起因する低収量、低品質等の課題を抱えている。販売面でも市場価格に関する情報を得ている農家は 4 割程度とみられ⁷、多くの農家は適正価格での販売ができていない。

また、技術力や栽培施設の不足により周年栽培を実現できる農家が非常に限られているため、マプト首都圏では地場野菜が品薄になり、南アフリカ産を始めとした輸入品の割合が増加する時期が毎年発生している。

上記背景から、同国政府は、ケニアにおける JICA 技術協力プロジェクトで開発され、現在世界約 60 か国で実践されている「市場志向型農業普及アプローチ⁸ (Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion) (以下、「SHEP アプローチ」という。)」を同国南部のマプト首都圏にて実施することで農家による市場を意識した生産を促進し、対象小規模農家の所得向上、並びに都市部の農産物、特に野菜の需要に対応できるようになることを目指すため本事業を要請した。

(2) 当該国の農業セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対モザンビーク共和国国別開発協力方針 (2020 年 9 月)」における重点分野「経済成長・生産性向上・雇用の創出」の中の「小農支援プログラム」は、小農支援のための技術普及体制の整備、農業従事者の組織化、適切な農業技術の指導による農業生産性の向上に取り組む協力プログラムである。本事業はこのプログラムを構成するプロジェクトの一つとして、SHEP アプローチの実践により小規模農家に対する普及サービスの改善を図るもの。また、JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「農業・農村開発 (持続可能な食料システム)」の「小規模農家向け市場志向型農業の振興」にも合致するため、本事業は我が国の対モザンビーク協力方針、及び JICA の課題別事業戦略と整合的である。

また、本事業は TICAD において「稼ぐ」ための農業転換支援の一つとして我が国が打ち出した「市場志向型農業振興アプローチ (SHEP)」を具体化するとともに、SDGs 目標 1「貧困をなくそう」、目標 2「飢餓をゼロに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」及び目標 8「働きがいも経済成長も」にも貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

国連食糧農業機関 (FAO) 及び世界銀行は「モザンビークにおける包摂的な食糧安全保障と栄養のための持続可能な家族農業 (Sustainable Family Farming for

⁷ 同上。

⁸ JICA がアフリカやアジアの国々で導入・実施している小規模園芸農家支援のアプローチ。野菜や果物を生産する農家に対し、「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すもの。

Inclusive Food Security and Nutrition in Mozambique: SUSTENTA)」(2020-2024年)において、家族経営農家に対し生産者の能力向上、市場アクセスの改善、技術支援、金融支援等を実施している。

また、国際農業開発基金(IFAD)は「包括的な農業バリューチェーン開発プログラム(Inclusive Agrifood Value Chain Development Programme/ Programa de Desenvolvimento Inclusivo da Cadeia de Valor Agrifood: PROCAVA)」⁹(2019-2030年)において、マプト州を含む南部を中心に全国で園芸部門の発展を促進。主に、灌漑地域の園芸作物のマーケティング支援を含むバリューチェーン開発を支援している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、マプト市及びマプト州マトラ市、同州ボアネ町において、市場志向型の都市近郊園芸栽培推進普及サービス(MOZ-SHEPパッケージ)の開発、普及職員の能力強化とMOZ-SHEPパッケージを継続的に実施するための制度化の検討を行うことにより、小規模農家の所得向上を図るもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

マプト市(人口1,124,988人、面積347km²)及びマプト州マトラ市(人口1,029,426人、面積402km²)、マプト州ボアネ町(人口105,290人、面積597km²)

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:対象地域の事業対象農家(約1,120戸)、農業普及担当職員及び農業普及員(約130人)

最終受益者:マプト市、マトラ市、ボアネ町の小規模園芸農家(約26,000人)

(4) 総事業費(日本側) 5.4億円

(5) 事業実施期間

2024年6月~2029年5月を予定(計60カ月)

(6) 事業実施体制

- ・マプト市役所地域経済開発局(Vereação de Desenvolvimento Económico Local)
- ・マトラ市役所市場・定期市局(Área de Mercados e Feiras)
- ・ボアネ町役場経済活動局(Vereação de Actividades Económicas)

上記はいずれも農業普及の実施を担当する局であり、事業の主たる実施機関。以下は主たる実施機関に対して政策的・技術的協力を行う協力機関。

- ・農業・農村開発省(Ministry of Agriculture and Rural Development:

⁹ <https://www.ifad.org/en/web/operations/-/project/2000001981>

MADER) 協力・市場局及び家族農業開発局

- ・ 農業振興村落普及基金 (Fund for Agrarian Development and Rural Extension, Public Fund : FAR, FP)
- ・ マプト州農業水産局 (Maputo Provincial Directorate of Agriculture and Fisheries : DPAP)
- ・ マプト州経済活動事務所 (Maputo Provincial Services Office of Economic Activities : SPAE)
- ・ マプト市経済活動事務所 (Maputo Municipality Services Office of Economic Activities : SAE)
- ・ マトラ郡経済活動事務所 (Matola District Services Office of Economic Activities : SDAE)
- ・ ボアネ郡経済活動事務所 (Boane District Services Office of Economic Activities : SDAE)

なお、同国政府は FAR, FP が将来的に農業普及行政を主導するよう組織改革を進めている。現状は、DPAP、SPAE、SAE、SDAE の既存普及体制と FAR, FP が並行して機能している状況。

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

- ① 専門家派遣 (合計約 197P/M) : チーフアドバイザー / SHEP アプローチ、業務調整 / 研修管理、園芸栽培、ジェンダー主流化、モニタリング・評価
- ② 研修員受け入れ : 本邦研修 / 第三国研修 (市場志向型農業振興 (SHEP))
- ③ 機材供与 : 車両、自動二輪車、事務機器等

2) モザンビーク側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- ③ 事業事務所用施設

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興 (SHEP)」への同国研修員受け入れを行い、一部の帰国研修員はその後、国内の農業普及員向けに SHEP アプローチの普及を目的とした研修の講師を務め、SHEP 実践者を養成している。今後も SHEP 関連研修・ワークショップに本事業のカウンターパートを派遣し、SHEP アプローチに対する知識の深耕を促進し、SHEP マスタートレーナ

ー¹⁰としての能力を強化する。また、アフリカ地域を対象にした SHEP 国際ワークショップといった他の SHEP 実施国との経験・知見共有の機会等も今後設定し、情報分析・発信力を高めると共に、オーナーシップ強化を図る予定。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

IFAD と JICA は、SHEP アプローチ実施における連携について 2018 年に協力覚書を取り交わした。同国では IFAD が支援する PROCAVA が実施されており、本事業の対象地であるマプト州においても活動が行われている。PROCAVA の普及担当職員及び農業普及員に対して MOZ-SHEP の普及手法を指導し、MOZ-SHEP に則った農家向け研修を PROCAVA においても実施するといった連携を検討する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

社会的弱者である若年農家、非識字農家、非ポルトガル語話者、土地なし農家が、本事業への参加により収益性の高い園芸生産・販売を行い、生計向上が実現するといった効果が考えられる。

また、気候変動を考慮した MOZ-SHEP パッケージの設計・開発、能力強化を行う可能性があるため、本事業は気候変動対策（緩和・適応）に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類： 【ジェンダー案件】 ■GI (S) ジェンダー活動統合案件
<活動内容／分類理由>

調査にて、対象地域において園芸農業が主に女性によって担われていることが判明したことから、実態調査にてジェンダーを含む調査を行い、その結果を MOZ-SHEP パッケージ開発に反映する計画であるため。また、ジェンダー主流化専門家を投入し、女性や社会的弱者の本事業への参加を促す工夫等の提案、女性や社会的弱者が事業の便益を十分享受できているかモニタリングを行う計画であるため。

(10) その他特記事項

特になし

¹⁰ 農業普及員に対して SHEP アプローチの研修を行うトレーナー。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：実施機関によって MOZ-SHEP パッケージが継続的にプロジェクト対象地域で実施される。

指標及び目標値：

1. X人以上の小規模農家が MOZ-SHEP パッケージに基づいた普及活動に参加する。
2. 対象農家の X%以上が、MOZ-SHEP の成果により純収入が増えたと回答する。
3. X人以上の普及担当職員が MOZ-SHEP パッケージを実施するための知識やスキルを身に付ける。

(2) プロジェクト目標：MOZ-SHEP パッケージが開発・実施され、農家の園芸所得が向上する。

指標及び目標値：

1. エンドライン調査時の対象農家の対象作物からの純収入がベースライン調査時と比較し X%以上増加する。
2. 対象農家の X%が市場関係者から継続的に（少なくとも作期ごとに）経営に資する情報を収集している。

(3) 成果

成果1：対象地域の小規模農家、園芸生産、市場流通、ジェンダー、関連事業に関する実態が明らかになる。

成果2：MOZ-SHEP パッケージが開発される。

成果3：MOZ-SHEP パッケージを実施する職員が育成され、現場活動が実施される。

成果4：MOZ-SHEP パッケージを継続的に実施するための制度化が検討・提案される。

(4) 主な活動

- 1.1. 実態調査におけるカウンターパートの役割を明確化する。
- 1.2. 対象地域の小規模農家、園芸生産、市場流通、ジェンダー、関連事業に関する実態調査実施計画を立てる。
- 1.3. 実態調査を実施し、データを収集する。
- 1.4. 実態調査の分析結果を取りまとめ、MOZ-SHEP パッケージ開発に資する提案を行う。
- 2.1. 3市町及び普及関係機関が参加する MOZ-SHEP パッケージ開発のためのタス

クフォースを設置する。

- 2.2. 実態調査の提案に基づいて MOZ-SHEP パッケージの方向性を関係者間で検討する。
- 2.3. TOT 教材を開発する。
- 2.4. 農家研修教材を開発する。
- 2.5. ICT 等を活用した効率的な活動モニタリングシステムを開発する。
- 2.6. MOZ-SHEP パッケージの実施マニュアルのドラフトを作成する。
- 2.7. 現場活動の結果を踏まえて MOZ-SHEP パッケージの実施マニュアルを適宜改訂し、最終化する。
- 3.1. TOT の講師を務めるマスタートレーナーの育成を行う。
- 3.2. MOZ-SHEP 実施者に対する TOT を実施する。
- 3.3. 対象農家を選定する。
- 3.4. 対象農家に対して MOZ-SHEP 活動を実施する。
- 3.5. MOZ-SHEP 実施者に対する現場活動への支援を実施する。
- 3.6. 現場活動の成果と課題をレビューする。
- 3.7. 好事例について情報を収集してとりまとめ、広報活動を行う。
- 3.8. MOZ-SHEP 実施者の能力強化度合いを測定する。
- 4.1. 継続的な TOT 実施のための人員・予算計画を立てる。
- 4.2. プロジェクト終了後の MOZ-SHEP パッケージ実施のための人員・予算・活動について関係者間で協議を行う。
- 4.3. プロジェクト終了後の MOZ-SHEP パッケージ実施のための人員・予算・活動計画を立てる。
- 4.4. 他地域や他機関にプロジェクトの成果を共有するためのワークショップを開催する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・十分な人数のカウンターパート職員が配置される。

(2) 外部条件

- ・政府の小規模園芸振興への優先度が低下しない。
- ・対象地域において自然災害や干ばつ、洪水等の深刻な天候不順が発生しない。
- ・園芸作物の価格が著しく下落しない。
- ・カウンターパート職員の異動・離職が頻繁に発生しない。
- ・対象地域の治安が悪化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

SHEP アプローチを用いて普及改善を行うことを目的とした類似事業であるルワンダ国「小規模農家市場志向型農業プロジェクト」(2014~2019年)では、農業普

及を所掌とする農業省の地方出先機関が農家に対して専門的な助言をする役割を担っていた。他方、地方行政省の出先事務所は、専門的知識は十分とは言えないものの、農村住民に最も近い行政単位にまで農業普及員を配置し、日常的にほ場を訪問する役割を担っていた。同プロジェクトは当初、前者を主たる実施機関として活動を進めていたが、農家に対してより丁寧な普及活動がしやすいという理由から、後者との SHEP 実施に重きが置かれるようになった。この結果、プロジェクト中盤までに前者のプロジェクトへの関与が希薄になり、プロジェクトとしての技術的持続性や将来の面的展開を見据えたルワンダ側のナレッジの蓄積が困難になる状況が発生した。そのため、同プロジェクトは関係機関の役割と責任を再整理し、必要に応じて機関間の覚書を結ぶなどして、持続性や発展性を高めるための実施体制の再構築が必要となった。本事業においても、既存普及ラインと、新たな普及ラインの2重構造の中で普及サービスを提供する体制となるため、将来を見据えたナレッジの蓄積の仕方や、持続性や発展性の向上のための実施体制の最適化を常に探りながら事業を運営していく必要がある。

さらに、同プロジェクトから得られる教訓として、共同ほ場を使った栽培技術の効果的な伝達が挙げられる。ルワンダでは、農家グループが所有する共同ほ場と個人が所有する小規模な個人ほ場の2か所で野菜を栽培するという営農形態が一般的であった。そこで、同プロジェクトでは、農家グループメンバーが新たな技術を学びきっかけとなる共同ほ場において、デモンストレーション等、実践的な内容の技術研修を行った。その後、共同ほ場で日常的な農作業を通じて新技術を体得した農家は、個々人に割り当てられた区画（個人ほ場）においても学んだ技術を随時適用した。この結果、メンバー間での技術伝播が早く、共同ほ場のみならず、個人ほ場においても所得向上効果を得ることができた。農家の営農形態が類似している本事業でも同様に、栽培指導を行う際にはグループの既存の共同ほ場を利用し、農家が身近な環境の中で様々な技術を実践的に学べるよう、現地技術研修を開催することで、最も効率よく、また効果的に対象農家に技術を伝えることを目指す。

7. 評価結果

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、SHEP モデルの推進を通じて対象地域農家の所得向上に資するものであり、SDGs 目標1「貧困をなくそう」、目標2「飢餓をゼロに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」及び目標8「働きがいも経済成長も」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
- | | |
|-----------|----------|
| 事業開始6カ月以内 | ベースライン調査 |
| 事業終了3年後 | 事後評価 |

以上